

総会議事録（第1回）

1 開催日時 令和7年4月25日（金）14時00分～15時55分（議案審議）

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
9番 川副 博司 10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 開田 陽子
13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之
10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義
18番 小川 良一 19番 山口 周次

4 欠席委員（1名）

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（1名）

7番 林 敏弘

5 議題 別紙、総会議案目録のとおり

6 理事者 農林水産部部長 三岳 和裕

農林水産振興課課長 岩永 太

農林水産振興課農地保全グループ課長補佐 今村 雅憲

農林水産振興課農地保全グループ係長 森 啓之

農業経営支援課課長 宝蔵寺 和彦

農林水産整備課長 山本 雅喜

7 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 坂上 正信、前田 哲弘、

職員 梶原 良太、高柳 佳祐、小佐々 朋世

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和7年度第1回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 令和7年度農林関係予算の概要について

○事務局長

ここで、審議に入ります前に、4月1日付けで農林水産関係職員の人事異動がっております。本日は、三岳和裕農林水産部長に出席いただきましたので、職員のご紹介をお願いしたいと思います。

○農林水産部長

このたび大村市の機構改革により農林水産部が新設されました。これまでの産業振興部は、商工観光部門と農林水産部門に分かれまして、商工観光部と農林水産部が新たにできました。私が農林水産部長を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。

<農林水産部職員紹介>

○事務局長

農林水産部の皆様ご挨拶ありがとうございました。本年度もよろしくお願いいたします。ここで、公務のため農林水産部長ほか一部の職員が退室されます。

<農林水産部長ほか一部職員退室>

○事務局長

続きまして、令和7年度農林関連予算の概要について、各担当課長からご説明をお願いします。

○農林水産部各課長（農林水産振興課長、農林整備課長）

<令和7年度農林部農業関連予算概要の説明>

○事務局長

ご説明ありがとうございました。

ここで、農林水産部の皆様は退出されます。ありがとうございました。

<農林水産部職員退室>

4 事務局異動職員の紹介

○事務局長

続きまして、4月の人事異動では、事務局の職員にも異動がありましたので、新任職員を紹介します。

<事務局異動職員の紹介>

5 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、7番林敏弘推進委員から欠席の届けがあります。

14番瀬戸口裕子推進委員から遅刻の届出があります。

6 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、3番原口かよ子農業委員、16番山田武人農業委員にお願いします。

7 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、中岳町の農地、地目田、合計面積2,966㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、10ページの促進計画9番と関連があります。

2番竹松、竹松町の農地、地目田、合計面積3,523㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番福重、寿古町の農地、地目畑、合計面積2,808㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、10ページの促進計画11番と関連があります。

4番福重、寿古町の農地、地目田、面積3,317㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3ページ第1号議案3条4番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の

件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目田、合計面積2,577㎡です。契約者は、記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、8ページの促進計画5番と関連するものです。

2番萱瀬、中岳町の農地、地目田、合計面積2,966㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、10ページの促進計画9番と関連するものです。

3番福重、寿古町の農地、地目畑、合計面積2,808㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、10ページの促進計画11番と関連するものです。

4番福重、寿古町の農地、地目田、面積3,317㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、3ページ第1号議案3条4番と関連があります。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、溝陸町の農地、地目畑、面積2,383㎡。贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、継承のため父から子への農地を贈与するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の畑は、みかん、すもも、栗、イチゴを計画をされています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

24日に三浦地区の委員で見てまいりました。畑は、いろんな作物を作付けされていて、主に果樹でぶどうや柑橘類を植えておられます。お孫さんが農業高校生ということで、後々のことも問題ないと見てまいりました。

○議長

1 番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番三浦は許可することとします。

次の 2 番鈴田と 3 番鈴田の中で、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当委員の退室をお願いします。

<該当委員退室>

○議長

それでは、2 番鈴田と 3 番鈴田は、関連しますので一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番鈴田、小川内町の農地、地目畑、合計面積 3,367㎡。

3 番鈴田、小川内町の農地、地目原野、現況畑、396㎡。

譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため農地を売買により譲り受けるものです。取得後は、普通みかんを計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、2 番及び 3 番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

これは、2 名の所有になっていますけれど、一枚の畑です。道の反対側は譲受人の農地でみかんを植えられています。規模の拡大でここにも植えたいということで購入されるということです。本人の耕作状況については、問題ないと思われれます。

○議長

2番及び3番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番及び3番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番及び3番鈴田は許可することとします。

ここで、該当委員の入室を許可します。

<該当委員入室>

○議長

続いて4番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、寿古町の農地、地目田、面積3,317㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため農地を売買により譲り受けるものです。取得後は、水稻を計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

23日に地区の全委員で見てまいりました。ここは排水がとても悪くて水が溜まってばかりですが、田には影響ないかなと見てまいりました。耕作状況については、問題ないと思われます。

○議長

4番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番福重は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、富の原2丁目の農地、地目畑、面積497㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請人が現在の居宅を売却予定であり、転居のため自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.35mから0.9m、既存のブロック積擁壁があるため、土砂流出の被害はないとしています。雨水排水は南側の申請人宅地内の新設水路から市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、住宅融資の事前審査結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

申請者の2階建ての家があったのですが、本人に確認しました内容は、その家を売却して奥にある農地に平屋建ての家を建てるということです。進入路は併用地であり、そこから出入りするという事です。雨水排水は、進入路に排水路を設けて市道側溝に流すということですので、周辺には何ら影響ないと考えています。

○議長

1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番竹松は、許可相当とします。

続いて、2番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、寿古町の農地、地目田、面積916㎡の内、420㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が米の乾燥調整施設1棟、通路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.6mから0.8m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は既存水路への放流。汚水生活雑排水は発生しません。隣接農地は、南側に申請者所有の農地があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは周りに田んぼがある所ですが、乾燥施設を設置するということで、周りの日当たりの問題は特にないと見てまいりました。

○議長

2番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番福重は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

す。

1番三浦を議題とします。ここで、お諮りします。1番三浦は、7ページの第4号議案1番三浦と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦、第4号議案1番三浦は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、7ページからご説明します。

第4号議案1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積277㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和62年8月に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、転勤が続き現在県外に居住しており計画を断念されたため、継承者が自己住宅を建築する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

5ページをお願いします。1番三浦、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

被害防除計画では、切土最高0.9m、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、住宅融資の事前審査結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1番及び第4号議案1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

昨日現地確認をしてまいりました。譲渡人は、県外に居住されておられ今村には戻らないということで今回転売されることがわかりました。計画地の南側に農地がありますが、建物が北側ですので日照等の問題はありません。西側に市道の側溝もあり、汚水排水は公共下水道に接続ということで何ら問題はないと見てまいりました。

○議長

1番三浦及び第4号議案1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦及び第4号議案1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は許可相当とし、第4号議案1番三浦は、承認相当とします。

続いて、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

平町の農地、地目田、合計面積1,729㎡。実測面積は、2,062.48㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、主に海外からの輸入品や部材を、コンテナ単位で保管する資材置場を計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.7mから1.0m、擁壁を設けるとしています。雨水は、北側の市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、北側にあります。

資金については、融資残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

21日に、地区の委員全員で現地確認をしました。譲渡人は農業をされず、昨年は何も作付けをされていません。ここの北側と西側には住宅ができていて、平町の全戸数の三分の一にあたる場所です。上の方の基盤整備をした農振地域から外れた所になりますので、何の問題もなかろうと見てまいりました。

○議長

2番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。
2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番鈴田は、許可相当とします。
続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、水計町の農地、地目 田、面積2,293㎡。申請人は、記載のとおりです。
契約は、売買です。

本件は、譲受人が、解体業の資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとしています。雨水は、既存水路への放流。汚水生活雑排水は発生しません。隣接農地は、西側に農地があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

20日に現地確認をしてみました。広域農道から入ったところで、以前は水稻を作っておられましたけれども、ここ数年耕作はされていませんが、耕して管理している状況が続いていました。資材置場ということで、周りには農地は特になく問題ないと見てまいりました。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。
3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、玖島2丁目の農地、地目田と畑、合計面積2,728.92㎡。実測面積は2,731.43㎡です。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地11区画、位置指定道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.3m、盛土最高1.8m、擁壁を設けるとしています。雨水は、南側の市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

現地確認に行ったところ、譲渡人はここで長年いちご栽培をしておられましたが、体力がなく後継者もおられないということで、今回の申請になりました。周りをご覧のとおり市道に囲まれて周りには農地もありませんので、何ら問題ないと見てまいりました。

○議長

4番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、6ページ。5番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番大村、玖島2丁目の農地、地目田、合計面積260.69㎡。申請人は、記載のとおり

りです。契約は、売買です。

現地は昭和62年6月頃から、溜め池となっており、現在の温室ハウス用の溜め池とポンプ小屋として農業用施設の届出が事後で提出されています。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.44mから2.4m、擁壁を設けるとしています。雨水は、南側の分譲開発地の新設水路に放流、汚水生活雑排水は東側市道の公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

4月20日に現地を確認してまいりました。周りには農地や宅地はございません。排水や雨水も問題ないと見てまいりました。

○議長

5番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番大村は、許可相当とします。続いて、6番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、杭出津2丁目の農地、地目畑、面積451㎡。併用地である、宅地を含む全体面積は、1,387.21㎡。申請人は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画、位置指定道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.2mから0.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、新設する水路から西側の市道側溝に放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

22日に、現場確認に行ってみいました。周りには農地は、ありません。今までは近くの方が野菜を作っておられました。建築にあたり問題になるようなことはないと思われました。

○議長

6番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

7番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番萱瀬、田下町の農地、地目田、面積1,118㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は賃貸借権です。

本件は、譲受人が経営する建設業の資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、既存水路へ放流。汚水生活雑排水は発生しません。隣接する農地が、西側にあります。

資金については、預金通帳を確認しています。

○議長

それでは、7番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

20日曜日に、農業委員の5名で現地確認に行きました。ここはこれまで田んぼを作っていました。その人がお年でもう作れないということで、親戚の方に譲りたいということになっております。下に田んぼがありますが、水路も水は来ますし問題ありません。

資材置場になるのですが国道がエスの字になるんですが、上から来るとフェンスの2mぐらいが見通しが悪くなると伝えましたら、止めようという話になりました。以上です。

○議長

7番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、宮小路1丁目の農地、地目畑、合計面積1,003㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画、道路等を整備する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、西側の隣接開発地の水路へ接続。汚水生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接する農地が、北側にあります。建築物は、敷地境界から1mを緩衝地を設けるとしてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

北側に畑があります。ここはブロック塀で分離されていて何ら影響ないと思います。あと

東が市道、南が宅地、西側も開発済みの道路でその道に接続するということで周りにも影響ないと判断してまいりました。

○議長

8番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番福重を議題とします。ここで、お諮りします。9番福重は、7ページの第4号議案3番福重と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、9番福重、第4号議案3番福重は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、7ページからご説明します。

第4号議案3番福重、皆同町の農地、地目畑、合計面積691㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が令和3年8月に転用許可を受け、自動車整備業の事務所と整備場を造成する計画でしたが、隣接する農地を転用により整備車両の駐車場を造成する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

6ページをお願いします。9番福重、計画変更承認申請の2筆に皆同町の農地、地目畑、面積498㎡を加えた全体面積は1,189㎡。申請者は記載のとおりです。契約は使用貸借権です。

本件は、使用借人が自動車整備業の事務所、整備場、整備車両の駐車場を造成する計画です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水

は西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、北側にあります。通作道路の里道を確保するとしています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番及び第4号議案3番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

凶面を見てもらえば分かると思いますが、2筆については以前許可を受けた分です。その右側が今回申請が上がっております。当初計画をしていた整備工場と事務所、駐車場が計画した段階で手狭になったということで、今回新たに1筆を追加で申請が上がっています。周りについては宅地で、前は国道でありますので、影響や問題を及ぼすようなことはないと思っております。委員全員で確認をしてきております。

○議長

9番福重及び第4号議案3番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番福重及び第4号議案3番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番福重は許可相当とし、第4号議案3番福重は、承認相当とします。

続いて、10番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番福重、皆同町の農地、地目畑、面積25㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自宅の庭用地とする計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、コンクリートブロックを設けるとしています。雨水排水は、自然流下としています。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、10番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは、9番福重の北側隣地の土地です。面積的には25㎡ということなので小面積になるわけですが、自宅の庭として活用を考えられているようです。周りはすべて宅地です。何ら問題はないと確認をしてみました。

○議長

10番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番福重は、許可相当とします。

次に、7ページ。第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案2番大村、三城町の農地、地目畑、面積257㎡。併用地である、申請者所有の宅地を含む全体面積は483㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が令和7年1月に転用許可を受け、9台分の貸駐車場を造成する計画でしたが、申請人の家族から申請地での飲食店開業の相談を受け、貸店舗1棟、駐車場5台分を造成する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高2m、盛土なし。雨水排水は、既存水路に放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

20日に農業委員で確認してまいりました。これは12月に審議した所です。周りに何もなく何ら問題はないと判断しました。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、承認相当とします。

次に、8ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

なお、本議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の会議への出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8ページをお願いします。促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

今月は、20件の集積配分計画となります。時間の都合上、新規分のみをご説明とします。

4番鈴田、利用権を設定する農地は、陰平町の農地、合計面積1,394㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

6番鈴田、利用権を設定する農地は、小川内町の農地、合計面積4,509㎡。借入申込者は、水稻と果樹を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

9ページをお願いします。7番萱瀬、利用権を設定する農地は、中岳町の農地、合計面積

2, 828㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

8番萱瀬、利用権を設定する農地は、中岳町の農地、合計面積6, 481. 06㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

10ページをお願いします。10番竹松、利用権を設定する農地は、富の原1丁目の農地、合計面積2, 894㎡。借入申込者は、普通野菜を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

11ページをお願いします。19番福重、利用権を設定する農地は、皆同町の農地、面積2, 932㎡。借入申込者は、認定新規就農者でイチゴの施設園芸を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

20番福重、利用権を設定する農地は、皆同町の農地、合計面積1, 890㎡。借入申込者は、イチゴの施設園芸を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

4月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は計画のとおり要請することとします。

ここで、10分間休憩します。

15時40分に再開します。

休憩 15:30

再開 15:40

○議長

再開します。

本日の追加議案の「令和7年度最適化活動の目標設定等」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。タブレット内にある「追加議案の第6号議案」のデータをお開きください。

本件は農業委員会等に関する法律第6条で定められた農業委員会の法律法令活動につきまして農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針に基づきまして目標を設定するものです。なお、この総会で承認を頂いたあとに、県に報告し、今月末までに市のホームページにて、公表をするということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況の、1農業委員会の現在の体制については、現行の農業委員会の体制を記載をしています。2の農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス2020の数字、それから農業委員会事務局と農林水産振興課がまとめた数字を記載しております。

それでは、次のページ、2ページをお願いいたします。ローマ数字のⅡ最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積になります。①は現状と課題について記載しています。②の目標につきましては、国のガイドラインに基づき設定をするということになっており、県が定めた目標により、今年度の集積面積を設定しています。まず、農地の集積の目標年度と集積率ですが、県がかかげる目標のとおり、令和12年度、82%となります。

今年度の新規集積面積については、昨年と同様、大村市の割り当て分が13.9ヘクタールで、農地面積は現在1,300ヘクタールとなっております。それから、今年度末の集積面積ですが、①のこれまでの集積面積(B)の701.9ヘクタールと今年度分の13.9ヘクタールを足しまして、715.8ヘクタールとしております。今年度末の集積率は計算しますと55.1%ということになります。

続きまして、(2)の遊休農地の解消になります。①は現状と課題について記載しています。②の目標について説明をいたします。これも国のガイドラインにも基づいて設定することになっており、まず、アの既存遊休農地の解消ということで、aの緑区分の遊休農地の解消目標面積は、上記45.9ヘクタールを5年間で解消していくということで、その5分の1の9.2ヘクタールとなります。

それから、bの黄色区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度0.9ヘクタール

としていましたが、令和4年度の利用状況調査の結果、解消等へと移行し、0としています。

続きまして、イの新規発生遊休農地の解消につきまして、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は、国のガイドラインでは1年以内にすべてを解消することとなっていますので、前年度発生分の67.3ヘクタールを解消するという目標にしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。(3)の新規参入促進になります。①は現状と課題について記載しています。②の目標になりますけれども、国のガイドラインにより、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、過去3年度の権利移動面積の平均、今回は11.1ヘクタールとなり、その1割以上となる設定になりますので、1.2ヘクタールとしています。

続きまして、2の最適化活動の活動目標になります。まず、委員1人あたりの最適化活動を行う日数ですが、これは昨年と同様、月10日ということで、目標設定を予定をしております。

(2)の活動強化月間の設定目標について、これもガイドラインに基づいて、強化月間を3か月以上設定するということになっていますので、設定回数を3回、8月と10月、2月ということで設定をしております。まず、8月の遊休農地の解消につきまして、「遊休農地発生防止及び違反転用早期発見のため農地パトロールを行う」ということで、利用状況調査に合わせて取り組むようにしています。また、10月の農地の集積につきましては、「農業委員会の各種取り組みに合わせて戸別訪問を行い、農地相談カードによる意向把握を行う」ということで、昨年と同様、年金の取り組みに合わせて取り組むようにしています。それから、2月は遊休農地の解消ということで、「利用意向調査時に合わせて、農地所有者へ意向把握を行う」ということにしております。

最後に(3)の新規参入相談会への参加目標ということで、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に委員が1名以上参加することとなっております。昨年までは5月に諫早の県立農業大学校で開催されていた「長崎県農業法人就職・就農相談フェア」に参加していましたが、今年は開催されないこととなりましたので、今回は、まだ県との調整はできておりませんが、9月27日に開催される「ながさき暮らし相談会 in 福岡」に参加するという目標にしています。

以上で、第6号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

ご意見等がありませんので、本案件は長崎県へ報告するとともに、市ホームページにて公表することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。